

(資料四)

令和七年十一月 定例島根県議会議案（条例）

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	4
会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	5

令和7年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第145号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第146号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第147号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 期末手当の支給割合の改正

ア 令和7年度

（ア）（イ）、（ウ）及び（エ）以外の職員等

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の120	100分の125
特定管理職員	12月	100分の100	100分の105

（イ）定年前再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務教育職員及び定年前再任用短時間勤務教職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の62.5	100分の65
特定管理職員	12月	100分の52.5	100分の55

（ウ）任期付研究員（第145号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の165	100分の175

(工) 特定期付職員(第145号議案に限る。)

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の95	100分の100

イ 令和8年度以降

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等(特定管理職員を除く。)	6月	100分の120	100分の122.5
	12月	100分の125	100分の122.5
特定管理職員	6月	100分の100	100分の102.5
	12月	100分の105	100分の102.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等(特定管理職員を除く。)	6月	100分の62.5	100分の63.75
	12月	100分の65	100分の63.75
特定管理職員	6月	100分の52.5	100分の53.75
	12月	100分の55	100分の53.75

(ウ) 任期付研究員(第145号議案に限る。)

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の165	100分の170
12月	100分の175	100分の170

(エ) 特定期付職員(第145号議案に限る。)

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の95	100分の97.5
12月	100分の100	100分の97.5

(3) 勤勉手当の支給割合の改正

職員等(任期付研究員を除く。)

ア 令和7年度

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の100	100分の105
特定管理職員	12月	100分の120	100分の125

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の52.5	100分の55
特定管理職員	12月	100分の62.5	100分の65

(ウ) 特定任期付職員（第145号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の80	100分の85

イ 令和8年度以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の100	100分の102.5
	12月	100分の105	100分の102.5
特定管理職員	6月	100分の120	100分の122.5
	12月	100分の125	100分の122.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の52.5	100分の53.75
	12月	100分の55	100分の53.75
特定管理職員	6月	100分の62.5	100分の63.75
	12月	100分の65	100分の63.75

(ウ) 特定任期付職員（第145号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の80	100分の82.5
12月	100分の85	100分の82.5

(4) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理（第145号議案に限る。）

3 施行期日等

- (1) 令和7年12月1日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)のイについては、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)及び(4)については、令和7年4月1日から適用する。

第148号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第145号議案から第147号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 令和7年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の170	100分の180

(2) 令和8年度以降

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の170	100分の175
12月	100分の180	100分の175

3 施行期日

令和7年12月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和8年4月1日から施行する。

第149号議案

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第145号議案による職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対して支給する報酬等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改 正 前	改 正 後
一般業務に従事する者	日額	10,900円	11,500円
	月額	174,600円	184,500円
	時間額	1,410円	1,490円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	12,000円	12,700円
	月額	197,800円	208,700円
	時間額	1,550円	1,640円
教育業務に従事する者	月額	336,500円	345,600円
調査研究業務に従事する者	日額	13,900円	14,380円
	月額	256,100円	266,900円
医療業務に従事する者	月額	207,400円	218,600円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	243,700円	256,900円
軽作業に従事する者	日額	7,500円	8,100円
	時間額	970円	1,050円

(2) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

ア 令和 7 年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の120	100分の125

イ 令和 8 年度以降

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の120	100分の122.5

12月	100分の125	100分の122.5
-----	----------	------------

(3) 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和7年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の100	100分の105

イ 令和8年度以降

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の100	100分の102.5
12月	100分の105	100分の102.5

3 施行期日等

- (1) 令和7年12月1日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)のイについては、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)(軽作業に従事する者に係る改定を除く。)については、原則として令和7年4月1日から適用する。